

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の 区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（青山台4丁目（3））
			地区の面積	約0.8ha
		建築物等の用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋及び共同住宅を除く。以下、「住宅」という。）</p> <p>(2) 住宅で事務所その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3第1号、第6号及び第7号に定めるもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く）</p>	
		建築物等の敷地面積 の最低限度	200㎡	
		建築物等の高さの 最高限度	建築物及び工作物の高さは、10m以下とする。	
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限	<p>(1) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この地区整備計画の決定の告示の日における高さとし、変更してはならない。ただし、整地、造園、自動車車庫の設置等のための必要最小限度の変更は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺のまちなみとの調和を図るものとし、周辺の環境を損なわないものとしなければならない。</p> <p>(3) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。</p>	
		垣又は柵の構造の 制限	<p>(1) 道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、生垣又はネットフェンス・鉄柵等の透視可能な構造とする。</p> <p>(2) 敷地内の空地は、樹木などにより緑化に努める。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」